

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第11期第1四半期)

自2021年1月1日  
至2021年3月31日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(5) 大株主の状況	13
(6) 議決権の状況	14
2 役員の状況	14
第4 経理の状況	15
1 四半期連結財務諸表	16
(1) 四半期連結貸借対照表	16
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	18
四半期連結損益計算書	18
第1 四半期連結累計期間	18
四半期連結包括利益計算書	18
第1 四半期連結累計期間	18
2 その他	22
第二部 提出会社の保証会社等の情報	23

[四半期レビュー報告書]

**【表紙】**

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年2月18日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自2021年1月1日 至2021年3月31日）
【会社名】	株式会社メンタルヘルステクノロジーズ
【英訳名】	Mental Health Technologies Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 刀禰 真之介
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂3-16-11 東海赤坂ビル4階
【電話番号】	03（6277）6595
【事務連絡者氏名】	取締役管理担当 山田 真弘
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂3-16-11 東海赤坂ビル4階
【電話番号】	03（6277）6595
【事務連絡者氏名】	取締役管理担当 山田 真弘

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 第1四半期 連結累計期間	第10期
会計期間		自2021年1月1日 至2021年3月31日	自2020年1月1日 至2020年12月31日
売上高	(千円)	284,337	947,040
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	5,972	△147,621
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	3,671	△149,056
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	3,671	△149,056
純資産額	(千円)	1,357	△2,314
総資産額	(千円)	395,682	374,447
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	0.42	△17.04
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	0.3	△0.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 当社は、第10期第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、第10期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 当社は、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生はありません。また、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大は、今後の経過によっては、当社グループの業績及び財務状況にも影響を及ぼす可能性があり、引き続き注視してまいります。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

#### （1）財政状態及び経営成績の状況

##### ①経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による景況感の悪化が続いております。1月に発令された緊急事態宣言は一旦解除され、3月には景気回復の兆しが見られたものの感染拡大は続き、まん延防止等重点措置が発令されるなど、国内景気や企業収益に与える影響については、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況の中、当社ではオンライン面談を活用して感染リスクを低減しつつ、主にメンタルヘルスソリューション事業の売上高を着実に伸ばしており、一方で広告宣伝費や交通費等の経費削減を通じて企業価値の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高284,337千円、営業利益6,240千円、経常利益5,972千円、親会社株主に帰属する四半期純利益3,671千円となりました。

セグメント別業績は次のとおりであります。

※2021年1月1日より、ITソリューション事業をデジタルマーケティング事業へと改称しております。

##### a. メンタルヘルスソリューション事業

メンタルヘルスソリューション事業では、職場におけるメンタルヘルス対策として、厚生労働省が提唱する「4つのケア（「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」、「事業場外資源によるケア）」）を実践する為、メンタルヘルスケアに特化したクラウドサービス「ELPISシリーズ」、産業医や保健師をオンライン等で提供する「産業医クラウド」サービスを展開しております。

当第1四半期連結累計期間においては、緊急事態宣言の影響はあるものの、Web広告の効果やサービス体制の強化等により、ほぼ計画通りの売上を達成することができました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における当セグメントの業績は、売上高231,182千円、セグメント利益25,599千円となりました。

##### b. メディカルキャリア支援事業

メディカルキャリア支援事業においては、常勤の医師に主軸を置きながら医療従事者の人材斡旋求人求職支援サービスを展開しております。

当期は新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の影響、医療機関における医師のアルバイトニーズの激減により、求人そのものが減少しました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における当セグメントの業績は、売上高15,204千円、セグメント損失18,328千円となりました。

##### c. デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業は、医学界向けサービスWEB制作サービス、Webマーケティング支援サービスで構成されております。

当第1四半期連結累計期間においては、マーケティング支援サービスに注力することで、大口の取引先を獲得する等、当社グループ内の売り上げ全体に占める割合が増加しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間における当セグメントの業績は、売上高37,950千円、セグメント利益8,312千円となりました。

## ②財政状態の状況

### (資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ21,235千円増加し、395,682千円となりました。これは主に売上高の増加に伴う売掛金が16,272千円増加したことによるものであります。

### (負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ17,563千円増加し、394,325千円となりました。これは主に手元流動性を高めるため長期借入金が増加した14,452千円増加したことによるものであります。

### (純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末△2,314千円から1,357千円となり、債務超過を解消しました。これは第1四半期における親会社株主に帰属する四半期純利益3,671千円が計上されたことから、利益剰余金が増加した3,671千円増加したことによるものであります。

## (2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

## (3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

## (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

## (6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、「1 事業等のリスク」に記載のとおり新型コロナウイルス感染症が挙げられます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が当社グループの顧客である事業会社、医療機関、医療従事者及び当社グループ従業員に重大な影響が及ぶ場合には、当社グループの事業等に影響を及ぼす可能性があります。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000
A種優先株式	2,000
B種優先株式	1,000
C種優先株式	1,000
計	10,000(注)1

- (注) 1. 発行可能株式総数の上限が1万株であり、各種類株の上限の合計とは一致しません。
2. 2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行い、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る定款の定めを廃止致しました。
3. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株1株につき2,000株の割合で株式分割を行い、2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は35,990,000株増加し、36,000,000株となっております。

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,201	9,566,000	非上場	(注)1
A種優先株式	533	—	非上場	(注)5
B種優先株式	421	—	非上場	(注)6
C種優先株式	240	—	非上場	(注)7
計	4,395	9,566,000	—	—

- (注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 2021年5月20日に新株予約権の行使により普通株式が110株(株式分割考慮後220,000株)増加しております。
3. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で各種優先株式については全て普通株式に変更しております。また、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株とする株式分割を行っております。これにより、普通株式の発行済株式数は9,005,495株増加し、9,010,000株となっております。さらに、2021年12月28日及び29日に新株予約権の行使に伴う普通株式合計556,000株の発行を行い、普通株式の発行済株式数は9,566,000株となっております。
4. 2021年12月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年12月10日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
5. A種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

##### (残余財産の分配)

- 当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株式(以下、「A種株式」という。)を有する株主(以下、「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下、「A種登録質権者」という。)に対し普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種株式1株につき第14条に定めるA種分配額を支払う。但し、A種株式、B種優先株式(以下、「B種株式」という。)及びC種優先株式(以下、「C種株式」という。)の残余財産の分配の支払順位は同順位とする。
- 前項による分配のほか、なお残余財産があるときは、A種株主又はA種登録質権者に対しては、A種株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産にA種転換比率(A種分配額を第15条に定めるA種取得価額で除した数をいう。)を乗じた額と同額の残余財産を、普通株主又は普通登録質

権者に対する分配と同順位で分配する。なお、かかる計算については円位未満小数第1位は切り捨てるものとする。

(議決権)

A種株主は、当会社株主総会において、A種株式1株につき1個の議決権を有する。

(株式の分割・併合および無償割当て等)

- 1 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び各種種類株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- 2 当会社は、株主に株式無償割当てまたは新株予約権（新株予約権付き社債に付されたものも含む。以下同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種株主にはA種株式またはA種株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種株式を有する株主（以下、「B種株主」という。）にはB種株式またはB種株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種株式を有する株主（以下、「C種株主」という。）にはC種株式またはC種株式を目的とする新株予約権の無償割当てをそれぞれ同時に同一割合で付与することにより行う。
- 3 当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種株主にはA種株式またはA種株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種株主にはB種株式またはB種株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利、C種株主にはC種株式またはC種株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利をそれぞれ同時に同一割合で付与することにより行う。
- 4 A種株式の分割または併合が行われたときは、A種分配額（当初のA種分配額は300,000円とし、本条により既に調整されている場合には調整後のA種分配額をいう。）は、以下の式により調整する。

1

$$\text{調整後A種分配額} = \text{当該調整前のA種分配額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 5 A種株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分を行ったときは、A種分配額（本条により既に調整されている場合には調整後のA種分配額をいう。）は、以下の式により調整する。なお、以下の算式の「既発行A種株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有するA種株式（自己株式）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は以下の算式の「新発行A種株式数」は「処分する自己株式（A種株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後A種分配額} = \frac{\text{既発行A種株式数} \times \text{当該調整前のA種分配額} + \text{新発行A種株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種株式数} + \text{新発行A種株式数}}$$

- 6 本条第4項における調整については円位未満小数第1位は切り捨てるものとする。但し、調整後のA種分配額が1円未満となるときはA種分配額は1円とする。

(普通株式と引き換えにする取得請求権)

- 1 (1) A種株主は、当会社に対して、いつでも、自己が保有するA種株式の全部又は一部を当会社が取得し、その取得と引換えに普通株式を交付することを請求（以下、「交付請求」という。）することができる。  
(2) 前号の交付請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとする。  
(3) A種株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種株主が取得の請求をしたA種株式の払込金額の総額（ただし、A種株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）をその時点におけるA種株式の取得価額で除して得られる数とする。  
(4) 前号の計算の結果各A種株主毎に生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整を行う。この場合においては、当会社の支払う金額は次に定める金額にその端数（小数第3位未満切上げ、以下同じ。）を乗じて得た額に相当する金銭（1円未満切上げ）のうち最も高い価額とする。
  - ①会社による直近6ヶ月以内の新株発行価額または株式譲渡における1株あたりの価額
  - ②当会社の直近の貸借対照表上の簿価純資産に基づく当会社の1株あたりの純資産価額（1円未満切上げ）
  - ③A種取得価額
- 2 A種株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりA種取得価額を調整する。
  - (1) 株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、以下の算式によりA種取得価額を調整する。調整後のA種取得価額は、株式分割の場合は基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、



それぞれこれを適用する。

1

$$\text{調整後A種取得価額} = \frac{\text{当該調整前のA種取得価額}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(2) 調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、以下の算式（以下「取得価額調整式」という。）によりA種取得価額を調整する。調整後取得価額は、当該普通株式の発行又は処分に係る払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「1株あたり払込金額」は「1株あたり処分金額」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left( \frac{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \frac{\text{(新たに発行する普通株式の数)} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{(発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \right)}{\text{調整前取得価額}}$$

取得価額調整式における「発行済普通株式の数」の算出上、当該株式の発行又は処分に係る基準日がある場合にはその日における、又は基準日がない場合には調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式総数に、発行済みの取得請求権付株式又は取得条項付株式（当社の普通株式を交付する旨の定めがあるものに限り、当社の保有するものを除く。）のすべてに関し、その取得請求権又は取得条項に従い普通株式が交付されたものとみなし、発行済普通株式の数に算入されるものとする。

(3) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本項において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本項において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(4) 行使することにより又は当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合には当該基準日。以下本項において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(5) 本項（1）から（4）に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、当社はA種株主及びA種登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行う。

(i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 本条2項(3)に定める株式につきその取得により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。

(iii) 本条2項(4)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。

(iv) その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(6) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (7) A種取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後A種取得価額と調整前A種取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、A種取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後A種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、A種取得価額を算出する場合には、調整前A種取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (8) A種取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- (9) 以下に掲げる事由の場合には、A種取得価額の調整は行わない。
- (i) 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付若しくは処分する場合、又は新株予約権（新株予約権付社債に係る新株予約権を含む。）その他の潜在株式の行使により当社の普通株式を交付若しくは処分する場合
- (ii) 当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対して、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行（他の発行済新株予約権と合わせて新株予約権の目的である株式数の合計数が累計で当該発行時点における発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）する場合

(金銭と引き換えにする取得請求権)

- 1 A種株主は、当社に対して、いつでも、会社法第461条に定める分配可能額を限度として、自己が保有するA種株式の全部又は一部を当社が取得、その取得と引換えに金銭の交付を請求することができる。
- 2 前項の場合においては、当社がA種株式1株を取得すると引き換えにA種株主に交付する金銭の額は、金30万円（ただし、A種株式につき、株式分割、株式併合、またはこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種株式の価値が希薄しないように適切に調整される。）とする。ただし、A種株式の発行済株式総数の過半数を有するA種株主が同意した場合には、上記価額を下回る価額で取得することができるものとする。

(会社による取得)

当社は、A種株式の発行以降、当社の株式のいずれかの証券取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社からの要請を受けた場合には、取締役会の定める日に、A種株式を全て取得し、これと引き換えに、A種株式1株につき「普通株式と引換えにする取得請求権」で規定するA種株主に交付すべき普通株式の数の普通株式を交付するものとする。交付する普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

6. B種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(残余財産の分配)

- 1 当社の残余財産を分配するときは、B種株主又はB種株式の登録株式質権者（以下、「B種登録質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、B種株式1株につき「株式の分割・併合および無償割当て等」に定めるB種分配額を支払う。但し、A種株式及びB種株式の残余財産の分配の支払順位は同順位とする。
- 2 前項による分配のほか、なお残余財産があるときは、B種株主又はB種登録質権者に対しては、B種株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「普通株式と引換えにする取得請求権」第1項で定義するB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を、普通株主又は普通登録質権者に対する分配と同順位で分配する。なお、かかる計算については、円位未満小数第1位は切り捨てるものとする。

(議決権)

B種株主は、当社株主総会において、B種株式1株につき1個の議決権を有する。

(株式の分割・併合および無償割当て等)

- 1 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び各種種類株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- 2 当社は、株主に株式無償割当てまたは新株予約権（新株予約権付き社債に付されたものも含む。以下同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種株主にはA種株式またはA種株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種株主にはB種株式またはB種株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種株主にはC種株式またはC種株式を目的とする新株予約権の無償割当てをそれぞれ同時に同一割合で付与することにより行う。
- 3 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種株主にはA種株式またはA種株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種株主にはB種株式またはB種株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種株主にはC種株式またはC種株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利をそれぞれ同時に同一割合で付与することにより行う。
- 4 B種株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、B種分配額（当初のB種分配額は450,000円とし、本

条により既に調整されている場合には調整後のB種分配額をいう。)は、以下の式により調整する。

(図5)

1

$$\text{調整後B種分配額} = \text{当該調整前のB種分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合無償割当ての比率}}$$

- 5 B種株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分を行ったときは、B種分配額(本条により既に調整されている場合には調整後のB種分配額をいう。)は、以下の式により調整する。なお、以下の算式の「既発行B種株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有するB種株式(自己株式)の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は以下の算式の「新発行B種株式数」は「処分する自己株式(B種株式)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後B種分配額} = \frac{\text{既発行B種株式数} \times \text{当該調整前のB種分配額} + \text{新発行B種株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行B種株式数} + \text{新発行B種株式数}}$$

- 6 本条第4項における調整については、円位未満小数第1位は切り捨てるものとする。但し、調整後のB種分配額が1円未満となるときは、B種分配額は1円とする。

(普通株式と引換えにする取得請求権)

- 1 (1) B種株主は、当社に対して、いつでも、自己が保有するB種株式の全部又は一部を当社が取得し、その取得と引換えに普通株式を交付することを請求(以下、「交付請求」という。)することができる。  
 (2) 前号の交付請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとする。  
 (3) B種株式1株の交付請求により交付すべき普通株式数(以下、「B種取得比率」という。)は、次のとおりとする。なお、当初の基準価額は450,000円、当初のB種取得価額は450,000円とする。但し、基準金額及び/又はB種取得金額は、次項により調整されるものとする。

$$\text{B種取得比率} = \frac{\text{基準価額}}{\text{B種取得価額}}$$

- (4) 前号の計算の結果各B種株主毎に生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整を行う。この場合においては、当社の支払う金額は次に定める金額にその端数(小数第3位未満切上げ、以下同じ。)を乗じて得た額に相当する金銭(1円未満切上げ)のうち最も高い価額とする。

- ① 会社による直近6ヶ月以内の新株発行価額または株式譲渡における1株あたりの価額  
 ② 当社の直近の貸借対照表上の簿価純資産に基づく当社の1株あたりの純資産価額(1円未満切上げ)  
 ③ B種取得価額

- 2 B種株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりB種取得価額を調整する。  
 (1) 株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、以下の算式によりB種取得価額を調整する。調整後のB種取得価額は、株式分割の場合は基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、株式無償割当ての場合は効力発生日(割当基準日がある場合はその日)の翌日以降、それぞれこれを適用する。また、この場合、基準価額もB種取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後B種取得価額} = \text{当該調整前のB種取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 調整前のB種取得価額を下回る金額をもって当社の普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を除く。)、かかる調整前のB種取得価額を下回る金額を調整後のB種取得価額とする。なお、調整後のB種取得価額は、払込期日(払込期間の設定がある場合には、出資を履行した日をいう。以下同じ。)の翌日以降、株主割当の基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (3) 調整前のB種取得価額を下回る普通株式1株あたりの価額をもって当会社の普通株式を交付することと引き換えに取得される株式を発行又は処分する場合、かかる株式の払込期日に、また株主割当の基準日がある場合はその日に、発行又は処分される株式全てが普通株式と引き換えに取得されたものとみなし、調整前のB種取得価額を下回る当該交付される普通株式1株あたりの価額を、調整後のB種取得価額とする。調整後のB種取得価額は、払込期日の翌日以降、株主割当の基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (4) 新株予約権の行使により発行される普通株式（普通株式と引き換えに取得される株式を含む。）1株当たりの払込金額（行使価格を含む。）が調整前のB種取得価額を下回ることになる新株予約権を発行（新株予約権の無償割当てを含む。）する場合、かかる新株予約権の発行日に、また株主割当の基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されて普通株式が交付されたものとみなし、調整前のB種取得価額を下回る当該普通株式1株あたりの価額を、調整後のB種取得価額とする。調整後のB種取得価額は、その発行日の翌日以降、株主割当の基準日がある場合はその翌日以降これを適用する。
- (5) 本項（1）乃至（4）に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社はB種株主総会決議に基づき、B種基準価額及び/又はB種取得価額の調整を適切に行うものとする。
- (ア) 株式交換、株式移転、会社の分割、株式の併合、資本減少又は合併のためにB種取得価額の調整を必要とする場合。
- (イ) 本号（ア）のほか、当会社の株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってB種取得価額の調整を必要とする場合。
- (ウ) 本項（4）に定める新株予約権の行使請求期間が満了した場合。ただし、新株予約権の全部が行使された場合を除く。
- (エ) B種株式以外の当会社が発行する種類株式で、当会社の普通株式と引換えに取得される種類株式の取得価額若しくは新株予約権の行使価額が修正される場合。
- (6) (1) 乃至（5）の調整につき、以下の通り算定する。
- (ア) B種取得価額の調整に際しては、円位未満小数第1位を切り捨てるものとする。
- (イ) B種取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後B種取得価額と調整前B種取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、B種取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後B種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、B種取得価額を算出する場合には、調整前B種取得価額はこの差額を調整した額とする。
- (ウ) B種取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、B種株主又はB種登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後のB種取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- (エ) (2) の定めにかかわらず、以下に掲げる場合には、B種取得価額の調整は行わない。
- (i) 当会社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当会社の普通株式を交付若しくは処分する場合、又は新株予約権（新株予約権付社債に係る新株予約権を含む。）その他の潜在株式の行使により当会社の普通株式を交付若しくは処分する場合
- (ii) 当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対して、インセンティブ目的で当会社の新株予約権を発行（他の発行済新株予約権と合わせて新株予約権の目的である株式数の合計数が累計で当該発行時点における発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）する場合

(金銭と引換えにする取得請求権)

- 1 B種株主は、当会社に対して、いつでも、会社法第461条に定める分配可能額を限度として、自己が保有するB種株式の全部又は一部を当会社が取得し、その取得と引換えに金銭の交付を請求することができる。
- 2 前項の場合においては、当会社がB種株式1株を取得するのと引き換えにB種株主に交付する金銭の額（以下、「B種取得金額」という。）は、金450,000円とする。ただし、B種株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合はB種取得金額について以下のとおり、また、これらに類する事由が生じたときはB種株式の価値が希薄しないようにB種取得金額は適切に調整されるものとする。なお、本項における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

1

$$\text{調整後の取得金額} = \frac{\text{当該調整前の取得金額}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- 3 本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において、その請求に係るB種株式を取得するものとし、直ちに取得金額にその請求に係る株式数を乗じて得られた金額をB種株主に支払うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種株主から第1項に基づくB種株式の取得請求がなされた場合には、当会社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたB種株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が合理的

に決定する方法により、当該取得請求に係るB種株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったB種株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

(会社による取得)

当社は、B種株式の発行以降、当社の株式のいずれかの証券取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社からの要請を受けた場合には、取締役会の定める日に、B種株式を全て取得し、これと引き換えに、B種株式1株につき「普通株式と引換えにする取得請求権」で規定するB種株主に交付すべき普通株式の数の普通株式を交付するものとする。交付する普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

7. C種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(残余財産の分配)

- 1 当社の残余財産を分配するときは、C種株主又はB種株式の登録株式質権者（以下、「C種登録質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、C種株式1株につき「株式の分割・併合および無償割当て等」に定めるC種分配額を支払う。但し、A種株式、B種株式及びC種の残余財産の分配の支払順位は同順位とする。
- 2 前項による分配のほか、なお残余財産があるときは、C種株主又はC種登録質権者に対しては、C種株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「普通株式と引換えにする取得請求権」第1項で定義するC種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を、普通株主又は普通登録質権者に対する分配と同順位で分配する。なお、かかる計算については、円位未満小数第1位は切り捨てるものとする。

(議決権)

B種株主は、当会社株主総会において、C種株式1株につき1個の議決権を有する。

(株式の分割・併合および無償割当て等)

- 1 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び各種種類株式の種類ごとに同時に同一割合でこれを行う。
- 2 当社は、株主に株式無償割当てまたは新株予約権（新株予約権付き社債に付されたものも含む。以下同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種株主にはA種株式またはA種株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種株主にはB種株式またはB種株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、C種株主にはC種株式またはC種株式を目的とする新株予約権の無償割当てをそれぞれ同時に同一割合で付与することにより行う。
- 3 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種株主にはA種株式またはA種株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種株主にはB種株式またはB種株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、C種株主にはC種株式またはC種株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利をそれぞれ同時に同一割合で付与することにより行う。
- 4 C種株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、C種分配額（当初のC種分配額は1,000,000円とし、本条により既に調整されている場合には調整後のC種分配額をいう。）は、以下の式により調整する。

1

$$\text{調整後C種分配額} = \text{当該調整前のC種分配額} \times \frac{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}{\text{調整前のC種分配額}}$$

- 5 C種株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分を行ったときは、C種分配額（本条により既に調整されている場合には調整後のC種分配額をいう。）は、以下の式により調整する。なお、以下の算式の「既発行C種株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有するC種株式（自己株式）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は以下の算式の「新発行C種株式数」は「処分する自己株式（C種株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後C種分配額} = \frac{\text{既発行C種株式数} \times \text{当該調整前のC種分配額} + \text{新発行C種株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行C種株式数} + \text{新発行C種株式数}}$$

- 6 本条第4項における調整については、円位未満小数第1位は切り捨てるものとする。但し、調整後のC種分配額が1円未満となる場合は、C種分配額は1円とする。

(普通株式と引換えにする取得請求権)

- 1 (1) C種株主は、当会社に対して、いつでも、自己が保有するC種株式の全部又は一部を当会社が取得し、その取得と引換えに普通株式を交付することを請求（以下、「交付請求」という。）することができる。
- (2) 前号の交付請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとする。
- (3) C種株式1株の交付請求により交付すべき普通株式数（以下、「C種取得比率」という。）は、次のとおりとする。なお、当初の基準価額は1,000,000円、当初のC種取得価額は1,000,000円とする。但し、基準金額及び/又はC種取得金額は、次項により調整されるものとする。

基準価額

$$\text{C種取得比率} = \frac{\text{基準価額}}{\text{C種取得価額}}$$

- (4) 前号の計算の結果各C種株主毎に生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整を行う。この場合においては、当会社の支払う金額は次に定める金額にその端数（小数第3位未満切上げ、以下同じ。）を乗じて得た額に相当する金銭（1円未満切上げ）のうち最も高い価額とする。

- ①会社による直近6ヶ月以内の新株発行価額または株式譲渡における1株あたりの価額
- ②当会社の直近の貸借対照表上の簿価純資産に基づく当会社の1株あたりの純資産価額（1円未満切上げ）
- ③C種取得価額

- 2 C種株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりC種取得価額を調整する。
  - (1) 株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、以下の算式によりC種取得価額を調整する。調整後のC種取得価額は、株式分割の場合は基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、株式無償割当ての場合は効力発生日（割当基準日がある場合はその日）の翌日以降、それぞれこれを適用する。また、この場合、基準価額もC種取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後C種取得価額} = \frac{\text{当該調整前のC種取得価額}}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 調整前のC種取得価額を下回る金額をもって当会社の普通株式を発行または当会社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を除く。）、かかる調整前のC種取得価額を下回る金額を調整後のC種取得価額とする。なお、調整後のC種取得価額は、払込期日（払込期間の設定がある場合には、出資を履行した日をいう。以下同じ。）の翌日以降、株主割当の基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (3) 調整前のC種取得価額を下回る普通株式1株あたりの価額をもって当会社の普通株式を交付することと引き換えに取得される株式を発行又は処分する場合、かかる株式の払込期日に、また株主割当の基準日がある場合はその日に、発行又は処分される株式全てが普通株式と引き換えに取得されたものとみなし、調整前のC種取得価額を下回る当該交付される普通株式1株あたりの価額を、調整後のC種取得価額とする。調整後のC種取得価額は、払込期日の翌日以降、株主割当の基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- (4) 新株予約権の行使により発行される普通株式（普通株式と引き換えに取得される株式を含む。）1株当たりの払込金額（行使価格を含む。）が調整前のC種取得価額を下回ることになる新株予約権を発行（新株予約権の無償割当てを含む。）する場合、かかる新株予約権の発行日に、また株主割当の基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されて普通株式が交付されたものとみなし、調整前のC種取得価額を下回る当該普通株式1株あたりの価額を、調整後のC種取得価額とする。調整後のC種取得価額は、その発行日の翌日以降、株主割当の基準日がある場合はその翌日以降これを適用する。
- (5) 本項（1）乃至（4）に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社はC種株主総会決議に基づき、C種基準価額及び/又はC種取得価額の調整を適切に行うものとする。
  - (ア) 株式交換、株式移転、会社の分割、株式の併合、資本減少又は合併のためにC種取得価額の調整を必要とする場合。
  - (イ) 本号（ア）のほか、当会社の株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってC種取得価額の調整を必要とする場合。
  - (ウ) 本項（4）に定める新株予約権の行使請求期間が満了した場合。ただし、新株予約権の全部が行使された場合を除く。
  - (エ) C種株式以外の当会社が発行する種類株式で、当会社の普通株式と引換えに取得される種類株式の取得価額若しくは新株予約権の行使価額が修正される場合。
- (6) （1）乃至（5）の調整につき、以下の通り算定する。

(ア) C種取得価額の調整に際しては、円位未満小数第1位を切り捨てるものとする。

(イ) C種取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後C種取得価額と調整前C種取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、C種取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後C種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、C種取得価額を算出する場合には、調整前C種取得価額はこの差額を調整した額とする。

(ウ) C種取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、C種株主又はC種登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後のC種取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

(エ) (2) の定めにかかわらず、以下に掲げる場合には、C種取得価額の調整は行わない。

(i) 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付若しくは処分する場合、又は新株予約権（新株予約権付社債に係る新株予約権を含む。）その他の潜在株式の行使により当社の普通株式を交付若しくは処分する場合

(ii) 当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対して、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行（他の発行済新株予約権と合わせて新株予約権の目的である株式数の合計数が累計で当該発行時点における発行済株式総数の15%を超えない範囲に限る。）する場合

(金銭と引換えにする取得請求権)

- 1 C種株主は、当社に対して、いつでも、会社法第461条に定める分配可能額を限度として、自己が保有するC種株式の全部又は一部を当社が取得し、その取得と引換えに金銭の交付を請求することができる。
- 2 前項の場合においては、当社がC種株式1株を取得すると引き換えにC種株主に交付する金銭の額（以下、「C種取得金額」という。）は、金1,000,000円とする。ただし、C種株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合はC種取得金額について以下のとおり、また、これらに類する事由が生じたときはC種株式の価値が希薄しないようにC種取得金額は適切に調整されるものとする。なお、本項における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

1

$$\text{調整後の取得金額} = \text{当該調整前の取得金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- 3 本条による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において、その請求に係るC種株式を取得するものとし、直ちに取得金額にその請求に係る株式数を乗じて得られた金額をC種株主に支払うものとする。ただし、分配可能額を超えてC種株主から第1項に基づくC種株式の取得請求がなされた場合には、当社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたC種株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が合理的に決定する方法により、当該取得請求に係るC種株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったC種株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

(会社による取得)

当社は、C種株式の発行以降、当社の株式のいずれかの証券取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事証券会社からの要請を受けた場合には、取締役会の定める日に、C種株式を全て取得し、これと引き換えに、C種株式1株につき「普通株式と引換えにする取得請求権」で規定するC種株主に交付すべき普通株式の数の普通株式を交付するものとする。交付する普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

## (2) 【新株予約権等の状況】

### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

### ② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年1月1日～ 2021年3月31日	-	普通株式 3,201 A種優先株式 533 B種優先株式 421 C種優先株式 240	-	415,750	-	406,830

- (注) 1. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で各種優先株式については全て普通株式に変更しております。
2. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株とする株式分割を行っております。これにより、普通株式の発行済株式総数が8,785,605株増加し、8,790,000株となっております。なお、当第1四半期会計期間末から提出日現在までの新株予約権の行使により提出日現在における発行済株式総数残高は9,010,000株となっております。さらに、2021年12月に新株予約権の行使に伴う普通株式556,000株の発行を行い、普通株式の発行済株式数は9,566,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,201 A種優先株式 533 B種優先株式 421 C種優先株式 240	4,395	「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載 のとおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,395	—	—
総株主の議決権	—	4,395	—

(注) 1. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で各種優先株式については全て普通株式に変更しております。

2. 2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株とする株式分割を行っております。これにより、普通株式の発行済株式総数が8,785,605株増加し、8,790,000株となっております。なお、当第1四半期会計期間末から提出日現在までの新株予約権の行使により提出日現在における発行済株式総数残高は9,010,000株となっております。さらに、2021年12月に新株予約権の行使に伴う普通株式556,000株の発行を行い、普通株式の発行済株式数は9,566,000株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規程に準じて、第1四半期連結会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、かがやき監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	188,808	192,855
売掛金	117,201	133,473
仕掛品	160	478
貯蔵品	155	117
前払費用	12,105	15,930
その他	970	527
貸倒引当金	△2,544	△2,693
流動資産合計	316,857	340,689
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	2,085	2,085
減価償却累計額	△918	△969
建物附属設備(純額)	1,167	1,116
工具、器具及び備品	7,924	8,133
減価償却累計額	△5,166	△5,574
工具、器具及び備品(純額)	2,758	2,559
有形固定資産合計	3,926	3,675
無形固定資産		
ソフトウェア	45,315	40,171
ソフトウェア仮勘定	4,051	7,028
無形固定資産合計	49,367	47,199
投資その他の資産		
出資金	10	31
長期前払費用	1,137	1,071
差入保証金	3,149	3,014
投資その他の資産合計	4,297	4,117
固定資産合計	57,590	54,992
資産合計	374,447	395,682
負債の部		
流動負債		
買掛金	54,338	60,563
短期借入金	※ 20,000	※ 20,000
1年内返済予定の長期借入金	18,246	20,685
リース債務	12,668	12,726
未払金	59,369	50,457
未払法人税等	4,315	3,479
未払消費税等	19,328	27,557
前受金	6,944	6,291
預り金	7,946	10,219
返金引当金	1,836	1,768
流動負債合計	204,993	213,747
固定負債		
長期借入金	157,245	169,258
リース債務	14,522	11,319
固定負債合計	171,767	180,577
負債合計	376,761	394,325

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	415,750	415,750
資本剰余金	406,830	406,830
利益剰余金	△824,894	△821,222
株主資本合計	△2,314	1,357
純資産合計	△2,314	1,357
負債純資産合計	374,447	395,682

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
売上高	284,337
売上原価	161,632
売上総利益	122,704
販売費及び一般管理費	116,464
営業利益	6,240
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	216
雑収入	94
営業外収益合計	311
営業外費用	
支払利息	513
支払保証料	66
営業外費用合計	579
経常利益	5,972
税金等調整前四半期純利益	5,972
法人税、住民税及び事業税	2,301
法人税等合計	2,301
四半期純利益	3,671
非支配株主に帰属する四半期純利益	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,671

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
四半期純利益	3,671
その他の包括利益	-
その他の包括利益合計	-
四半期包括利益	3,671
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	3,671
非支配株主に係る四半期包括利益	-

**【注記事項】**

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響については、今後の収束時期を正確に予測することは極めて困難な状況にあります。本四半期報告書提出日現在において、当該感染症による当社グループの事業に重要な影響は生じていないことから、影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

(四半期連結貸借対照表関係)

## ※ 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当座貸越契約及び借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年3月31日)
当座貸越極度額の総額	20,000千円	20,000千円
借入実行残高	20,000	20,000
差引額	-	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
減価償却費	5,738千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	メンタルヘル スソリューション事 業	メディカル キャリア支援事 業	デジタルマ ーケティング 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	231,182	15,204	37,950	284,337	-	284,337	-	284,337
セグメント間の内部 売上高又は振替高	175	-	13,983	14,158	23,815	37,974	△37,974	-
計	231,357	15,204	51,934	298,496	23,815	322,311	△37,974	284,337
セグメント利益又は損 失(△)	25,599	△18,328	8,312	15,584	-	15,584	△9,344	6,240

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に経営指導料であります。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△9,344千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用で、提出会社の一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり四半期純利益	0円42銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	3,671
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	3,671
普通株式の期中平均株式数(株)	8,790,000
(うち普通株式数)(株)	6,402,000
(うちA種優先株式数)(株)	1,066,000
(うちB種優先株式数)(株)	842,000
(うちC種優先株式数)(株)	480,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 普通株式の期中平均株式数は、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況(1)株式の総数等」に記載のA、B、C種優先株式を含めております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であ



るため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

3. 2021年12月2日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月8日付で各種優先株式については全て普通株式に変更しております。また、2021年11月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年12月10日付で普通株式1株につき2,000株とする株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。


## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月15日

株式会社メンタルヘルステクノロジーズ  
取締役会 御中

かがやき監査法人  
東京事務所  
指定社員  
業務執行社員  
指定社員  
業務執行社員

公認会計士 奥村隆元  
公認会計士 林 克則



### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メンタルヘルステクノロジーズの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メンタルヘルステクノロジーズ及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する

ことにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上